

国民健康保険等における延滞金の徴収及び還付加算金の加算について

(付議の要旨)

国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度に係る保険料について、延滞金に関する免除規定を整備したうえで、平成 30 年度より、延滞金の徴収及び免除を行い、併せて、還付加算金を加算する。

1 主旨

区では、世田谷区国民健康保険条例（以下「条例」という。）第 22 条において、延滞金を徴収する旨の規定を設けているが、第 22 条の 2 に定める「区長は、やむを得ない理由があると認める場合においては、延滞金額を減免することができる」の規定に基づき、すべての滞納者に対し、延滞金の免除を行っている。また、還付加算金については、延滞金を徴収していないことから加算してこなかった。

今般、国民健康保険を社会保険料方式で実施している自治体で延滞金及び還付加算金の取扱いについて実施の動きがあることや、期限内納付者との負担の公平性の確保と期限内納付を促進する必要があることなどから、区では、システムの改修や規定の整備等を行ったうえで、平成 30 年度から延滞金の徴収及び免除を行い、併せて、還付加算金を加算する。

また、現在、介護保険料及び後期高齢者医療保険料についても、同様の趣旨の条例を設けて同様の取扱いを行っているが、制度間の整合を図るため、国民健康保険料の取扱いに併せて、延滞金の徴収及び還付加算金を加算する。

2 各保険における延滞金及び還付加算金に関する経緯

(1) 国民健康保険

特別区の国民健康保険は、昭和 34 年の発足から、東京都の事業調整のもとに運用されてきたが、長年、延滞金の徴収及び還付加算金の加算をしてこなかった。

平成 12 年度の都区制度改革により、東京都の事業調整が廃止となった後も、これまでの経過や社会保険料方式で運用していることを踏まえ、引き続き、延滞金は免除し、還付加算金を加算していない。

(2) 介護保険及び後期高齢者医療制度

平成 12 年の介護保険の発足時及び平成 20 年の後期高齢者医療制度の発足時においても、国民健康保険に準じて条例に同様の規定を設け、同じ取扱いを行っている。

3 延滞金の徴収及び還付加算金の加算の実施理由

- ・国民健康保険を社会保険料方式で実施している23区では、ほとんどが世田谷区と同様の対応をしてきたが、東京都の指導検査では、国民健康保険における延滞金及び還付加算金の取扱いに対し、法及び条例に則った事務処理をするよう指導助言があった。
- ・区では、延滞金の徴収及び還付加算金を加算するにあたっての課題を検討するとともに、他自治体の実態を、介護保険及び後期高齢者医療制度も含めて調査を行った。その結果、国民健康保険を社会保険料方式で実施している自治体でも、延滞金の徴収及び還付加算金を概ね加算しており、23区においても実施の動きが出ている。
- ・区では、こうした情勢の変化や、期限内納付者との負担の公平性の確保及び期限内納付の促進等の必要性を総合的に勘案し、国民健康保険における延滞金の徴収及び還付加算金を加算する。また、制度間の整合を図るため、介護保険及び後期高齢者医療制度においても、同様の取扱いを行うこととする。

4 実施時期

区民への周知やシステム改修等に時間を要するため、平成30年度より実施する。

(1) 延滞金

介護保険料は平成30年6月分から実施し、また、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料は平成30年7月分から実施する。

介護保険料では平成30年4月及び5月分、また、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料では平成30年4月から6月分までの賦課については、過年度相当分の賦課であり、これまで免除を行ってきた他の被保険者との公平性の観点から、延滞金の徴収は行わない。

(2) 還付加算金

平成30年度より支払うこととするが、実施までの準備期間と還付金の請求期間を考慮し、2年間遡るものとする。

5 実施にあたっての対応

(1) 規定の整備

延滞金に関する規定整備

3保険料の各条例に規定されている延滞金の減免については、細則が定められていないことから、災害や事業の廃止等により生活が著しく困難になった場合などの具体的な免除事由や申請手続き等について規定を整備する。

還付加算金に関する規定整備

還付加算金についても、規定を整備する。

(2) 納付相談の充実

相談体制の強化を図り、納付相談を丁寧に行う中で、納付義務者の生活実態や所得状況等を把握し、個々の状況に応じて適切に対応する。

徴収猶予

法及び条例に基づき、納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合は、納付義務者の申請に基づいて納付不能と認められる金額を限度として、徴収猶予（6ヶ月以内）を行う。

分割納付

生活困窮など納期限内に納付することが困難なやむを得ない事情がある場合など、納付義務者の個々の事情を丁寧に聞き取り、その方に合った計画的な分割納付を行う。

執行停止

所得調査や財産調査、納付相談等を通し、財産がないと判明した場合は、納付義務者の個々の状況に応じて、保険料や延滞金の執行停止を行う。

6 延滞金の徴収金額及び還付加算金の加算金額の概算（単年度）

(1) 延滞金（徴収予定金額）の概算

	件数	金額
国民健康保険料	8,700件	2,000万円
介護保険料	440件	50万円
後期高齢者医療保険料	1,000件	250万円

(2) 還付加算金の概算

	件数	金額
国民健康保険料	320件	100万円
介護保険料	10件	1.5万円
後期高齢者医療保険料	30件	5万円

7 システム改修費の概算

3 保険料合計 平成29年度 合計 2億3,400万円
平成30年度 合計 6,000万円

(1) 国民健康保険料

平成29年度	平成30年度	合計
1億2,600万円	3,100万円	1億5,700万円

歳入として、国の補助（上限1,000万円）を想定している。

(2) 介護保険料

平成29年度	平成30年度	合計
9,400万円	2,400万円	1億1,800万円

(3) 後期高齢者医療保険料

平成29年度	平成30年度	合計
1,400万円	500万円	1,900万円

8 今後のスケジュール(予定)

平成29年	2月	福祉保健常任委員会報告(予算)
	4月以降	システム改修
	9月	福祉保健常任委員会報告(検討状況) 規定整備
	12月	区民周知(区広報紙、ホームページ等)
平成30年	2月	福祉保健常任委員会報告(実施)
	6月	介護保険における延滞金徴収及び還付加算金加算の実施
	7月	国民健康保険及び後期高齢者医療制度における延滞金徴収 及び還付加算金加算の実施